

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程（16 経教規程第40号）を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p data-bbox="232 336 689 360">国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程</p> <p data-bbox="846 405 1115 464">平成16年4月7日 16 経教 規程第40号</p> <p data-bbox="161 507 394 531">第1条～第5条 省略</p> <p data-bbox="192 579 703 603">（定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例）</p> <p data-bbox="161 612 1115 882">第6条 前条第1項の規定に該当する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職したものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続年数が25年以上であり、かつ、その者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び当該俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（職員給与規程の指定職俸給表7号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額」とする。</p> <p data-bbox="161 927 416 951">第7条～第19条 省略</p> <p data-bbox="232 995 371 1019">附 則 省略</p>	<p data-bbox="1570 300 1641 323">改正後</p> <p data-bbox="1144 507 1525 531">第1条～第5条 省略（現行どおり）</p> <p data-bbox="1176 579 1686 603">（定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例）</p> <p data-bbox="1144 612 2067 847">第6条 前条第1項の規定に該当する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職したものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続年数が25年以上であり、かつ、その者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び当該俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。</p> <p data-bbox="1144 927 1400 951">第7条～第19条 省略</p> <p data-bbox="1211 995 1350 1019">附 則 省略</p>

附 則（17 経教 規程第45号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。